

「第5種/第8種 ホスティングサービス Web改ざん検知サービス」利用規約

【現改比較表】 2023年12月1日現在

～2023年12月31日

2024年1月1日～

(定義等)

第 5 条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
IP 通信網サービス契約約款	当社が定める IP 通信網サービス契約約款
第 5 種又は第 8 種ホスティング契約	IP 通信網サービス契約約款第 4 条の 7 に規定する第 5 種又は第 8 種ホスティングサービスの提供を受けるための契約
第 5 種又は第 8 種ホスティング契約者	当社と第 5 種又は第 8 種ホスティング契約を締結している者
第 5 種又は第 8 種ホスティングサービス	IP 通信網サービス約款別冊(ホスティングサービス)第 3 条の 4 に規定するホスティングサービス
ホームページ制作更新サービス	第 5 種ホスティングサービス ホームページ制作更新サービス
消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 サービス

(サービスの内容及び提供)

第 6 条 本サービスは、第 5 種又は第 8 種ホスティング契約者のうち、法人を対象として、契約者が指定するウェブサイトのコンテンツを定期的に解析し、セキュリティ的に問題のある不正な改ざんの有無をチェックするセキュリティサービスを提供します。

2 本サービスに係る料金等は、別表 1 に定めるところに従い料金を請求します。

3 本サービスに係る提供条件は、本規約に定めるほか、当社ホームページおよび株式会社セキュアプレインのホームページに定める仕様によります。

4 当社は、本サービスの提供にあたって、自己の裁量により本サービスの全部又は一部を第

(定義等)

第 5 条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
IP 通信網サービス契約約款	当社が定める IP 通信網サービス契約約款
第 5 種又は第 8 種ホスティング契約	IP 通信網サービス契約約款第 4 条の 7 に規定する第 5 種又は第 8 種ホスティングサービスの提供を受けるための契約
第 5 種又は第 8 種ホスティング契約者	当社と第 5 種又は第 8 種ホスティング契約を締結している者
第 5 種又は第 8 種ホスティングサービス	IP 通信網サービス約款別冊(ホスティングサービス)第 3 条の 4 に規定するホスティングサービス
消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 サービス

(サービスの内容及び提供)

第 6 条 本サービスは、第 5 種又は第 8 種ホスティング契約者のうち、法人を対象として、契約者が指定するウェブサイトのコンテンツを定期的に解析し、セキュリティ的に問題のある不正な改ざんの有無をチェックするセキュリティサービスを提供します。

2 本サービスに係る料金等は、別表 1 に定めるところに従い料金を請求します。

3 本サービスに係る提供条件は、本規約に定めるほか、当社ホームページおよび株式会社セキュアプレインのホームページに定める仕様によります。

4 当社は、本サービスの提供にあたって、自己の裁量により本サービスの全部又は一部を第三

<p>三者に委託するものとします。契約者は、当社及び当社の委託先に対して、本サービスの対象となるホームページに係るソースコードの解析および付随する業務を行うことをあらかじめ許諾するものとします。</p> <p><u>5 本サービスのうち、一部のサービスについては、ホームページ制作更新サービス契約者のみを対象とするものがあります。</u></p> <p>別紙 1 第 5 種又は第 8 種ホスティングサービス Web 改ざん検知サービス利用規約 別表 1 料金表</p>	<p>者に委託するものとします。契約者は、当社及び当社の委託先に対して、本サービスの対象となるホームページに係るソースコードの解析および付随する業務を行うことをあらかじめ許諾するものとします。</p> <p>5 <u>削除</u></p> <p>別紙 1 第 5 種又は第 8 種ホスティングサービス Web 改ざん検知サービス利用規約 別表 1 料金表</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

初期/変更(第五種)⇐	2,000円⇐ (税込 2,200円)⇐
初期/変更(第八種)⇐	4,000円⇐ (税込 4,400円)⇐
10頁 月額⇐	<u>500円</u> ⇐ (税込 <u>550円</u>)⇐
100頁 月額⇐	<u>3,000円</u> ⇐ (税込 <u>3,300円</u>)⇐
1,000頁 月額⇐	<u>15,000円</u> ⇐ (税込 <u>16,500円</u>)⇐
3,000頁 月額⇐	<u>40,000円</u> ⇐ (税込 <u>44,000円</u>)⇐
5,000頁 月額⇐	<u>55,000円</u> ⇐ (税込 <u>60,500円</u>)⇐
10,000頁 月額⇐	<u>80,000円</u> ⇐ (税込 <u>88,000円</u>)⇐
<u>メンテナンス画面設置</u> ※⇐	<u>4,000円</u> ⇐ (税込 <u>4,400円</u>)⇐

初期/変更(第五種)⇐	2,000円 (税込 2,200円)
初期/変更(第八種)⇐	4,000円 (税込 4,400円)
10頁 月額⇐	<u>600円</u> (税込 <u>660円</u>)
100頁 月額⇐	<u>3,500円</u> (税込 <u>3,850円</u>)
1,000頁 月額⇐	<u>17,300円</u> (税込 <u>19,030円</u>)
3,000頁 月額⇐	<u>46,000円</u> (税込 <u>50,600円</u>)
5,000頁 月額⇐	<u>63,300円</u> (税込 <u>69,630円</u>)
10,000頁 月額⇐	<u>92,000円</u> (税込 <u>101,200円</u>)
⇐	

※メンテナンス画面設置については、ホームページ制作更新サービス契約者のみを対象とします。

附 則（令和 5 年 1 1 月 2 4 日 C A S 2 サ000400003253-01）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 6 年 1 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。